

議案第 76 号

財産の取得について

多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 27 日提出

多可町長 吉 田 一 四

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 動産（物品） |
| 2 | 財産の名称 | 備品購入（什器・家具類等） |
| 3 | 品名及び数量 | 什器・家具類 8 3 1 点 |
| 4 | 取得の金額 | 3 4, 9 3 4, 8 6 7 円
(うち消費税 3, 1 7 5, 8 9 7 円) |
| 5 | 契約の方法 | 見積徴取により最も有利な価格で見積りした者を相手方とする随意契約 |
| 6 | 契約の相手方 | 兵庫県小野市本町 21 番地
オー ज्या商事株式会社
代表取締役 柳 田 吉 亮 |